

自立支援医療費(更生)支給認定申請書について

1. 添付書類一覧

申請・届出項目	申請書	自立支援(更生医療)意見書※1	自立支援(更生医療)費用明細表※2	同意書兼世帯状況申出書(更生医療)	市町村民税課税証明書	健康保険証の写し※3	特定疾病療養受療証の写し※4	身体手帳の写し	身体手帳用診断書の写し	記載事項変更届(更生医療)	現況届	更生医療内容変更意見書
新規	○	○	○	○	△	○	○	○				
継続・再認定	○	△※5	○	○	△	○	○	○			△※5	
保険変更	○			○	△	○	○	○				
病院変更	○	○	○					○				△※6
薬局変更、追加 ※7	○							○				
住所・氏名等 変更								○		○		
身体手帳との同時申請	○	○	○	○	△	○	○		○			

※1 意見書は障がい別に様式が異なりますので、ご注意ください。

※2 費用明細表について

腎臓機能障がい(人工透析等)、免疫機能障がいの場合 12ヶ月用
上記以外(心臓機能障がい、肢体不自由等)の場合 6ヶ月用 をお渡しください。

※3 生活保護受給者の方は不要です。

ただし、居住地の市町村以外で保護を受けている方は、生活保護受給証明書が必要となる場合があります。

※4 人工透析をされている方が更生医療を申請される場合、原則、特定疾病療養受療証をお持ちであることが前提となります。

お持ちでない場合は担当までお声掛けください。

免疫機能障がいの方でも特定疾病療養受療証をお持ちの方がいますので、確認をお願いします。免疫機能障がいの方はお持ちでなくても申請可です。

●特定疾病療養受療証は保険者で発行されます。守口市国保・後期高齢は保険課にご案内ください。

※5 腎臓機能障がいの方の透析・抗免疫療法や、免疫機能障がいの方の継続の場合、「意見書」に替えて「現況届」での提出も可能です。

※6 病院変更の場合、転院元の病院から「更生医療内容変更意見書」、転院先の病院から「意見書」「費用明細表」の提出が必要です。

(腎臓機能障がいの方の透析・抗免疫療法や、免疫機能障がいの方については、「更生医療内容変更意見書」は不要です。)

※7 薬局変更、追加の場合は意見書及び費用明細表は必要ありません。申請書の変更年月日欄に変更日の記入をお願いします。

《注意事項》

※ 医療機関、薬局は原則1箇所ずつです。院内薬局の場合は、医療機関名のみで結構です。

※ 更生医療受給者証の発行後、医療機関において更生医療適用期間からさかのぼって返金となるかは医療機関によって対応が異なりますので、返金方法について尋ねられた場合は、医療機関に直接確認いただくようご説明をお願いします。

2. 所得区分

○受診者の「世帯」の収入(所得区分)により1ヶ月あたりの自己負担限度額が定められます。

○本制度の「世帯」とは、住民票上の世帯に関わりなく、同じ健康保険に加入している家族をいいます。

○「世帯」の所得区分は、健康保険など国民健康保険以外の医療保険であれば、被保険者の所得により認定されます。

国民健康保険であれば、「世帯」内の被保険者全員の所得により認定されます。

「生保」	市町村民税非課税		市町村民税課税		
	収入 ≤ 80万円/年	収入 > 80万円/年	市町村民税 < 3万3千円/年 (中間1)	3万3千円/年 ≤ 市町村民税 < 23万5千円/年 (中間2)	23万5千円/年 ≤ 市町村民税 (一定以上)
負担額 0円/月 (生保)	負担上限額 2,500円/月 (低1)	負担上限額 5,000円/月 (低2)	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			高額治療継続該当者(重度かつ継続)該当 ※注		
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	負担上限額 20,000円/月

※注 自己負担上限額が20,000円の方については、経過的特例措置終了後は対象外となります。

3. 公的年金の記載について

○「市町村民税非課税世帯」で生活保護を受給していない方は、本人の収入(受診者が18歳未満の場合は保護者の収入)により自己負担上限額が定められます。収入には、合計所得金額のほか下記の公的年金が対象となりますので、受給されている方は申請書に年額を記載してください。

障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金、障害共済年金、障害共済一時金、遺族共済年金、特別障害給付金、労災による障害補償給付・障害給付等、特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当等